

本巢市事業者サポート補助金
募集要領

令和7年7月
本巢市産業経済部商工観光課

1 補助対象となる事業者

次の条件をすべて満たす中小事業者が対象となります。

- ① 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者。
- ② 市内に事業所を有する法人または市内に在住する個人で今後3年以上引き続き事業活動を営む予定である者。
- ③ 市税等の滞納がないこと。
- ④ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号、第2号又は同条第7項第1号のいずれかの事業を営む者でないこと。
- ⑤ 本巢市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

【補助対象とならない者】

- ① 医師、歯科医師、助産師（個人開業医は除く）
- ② 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）
- ③ 協同組合等の組合（企業組合・協同組合を除く）
- ④ 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人
- ⑤ 医療法人
- ⑥ 宗教法人
- ⑦ 学校法人
- ⑧ 農事組合法人
- ⑨ 社会福祉法人
- ⑩ 任意団体
- ⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第四号、第五号及び性風俗関連特殊営業に該当する事業者等

※特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

- (1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと

2 申請の受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年12月19日（金）（予算の範囲を超えた時点で終了）

3 対象となる事業期間

交付決定日～令和8年2月27日（金）

※令和8年2月27日までに制作・工事など事業に係るすべてが完了し、それに係る経費の支払いを終える必要があります。

4 補助額

補助額は補助対象経費から、下記補助率、補助限度額により計算した額となります。

事業区分	補助率	補助限度額
特別枠	4 / 5	30万円
通常枠	3 / 4	20万円

※いずれか1つの枠のみ申請が可能です。

※消費税は補助対象外です。

5 補助金の申請回数

1事業者が申請できる回数は、1年度に1回限りとなります。

6 補助対象事業

特別枠

1. 起業支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
起業・創業に必要な事業所・店舗等の開設費用	工事費、設備費、システム購入費、外注費、研修費	30万円

※開業日から1年を経過しない事業者で、開業届を申請時に提出できる事業者もしくは事業報告時に提出できる事業者に限る。

2. 障がい者等合理的配慮提供支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
合理的配慮に必要な設備・環境等の整備費用	設備費、工事費、備品購入費	30万円

(例)・段差にスロープを設置したい
・音声読み上げソフトを購入したい

3. 防災機能整備支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
策定したBCP（事業継続計画）に沿って、従業員の安全確保や事業所の運営継続に必要な設備・環境等の整備費用	設備費、工事費、備品購入費	30万円

(例)・BCPに基づき、非常用発電機を購入したい
・BCPに基づき、安否確認システムを導入したい

4. 省エネルギー設備導入支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減を目的とした省エネルギー診断に基づき必要な設備・機器を導入する費用	設計費、設備費、工事費	30万円

- (例)・省エネルギー診断に基づき、空調の更新を行いたい
・省エネルギー診断に基づき、照明の照度を見直したい

通常枠

5. 販路開拓・拡大支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
新たな顧客獲得に必要な宣伝・広告活動に係る費用	外注費、工事費、出展費、販売促進費	20万円

- (例)・新規顧客獲得のため、ホームページを開設したい
・自社を宣伝をするため、新聞、雑誌、SNS等への広告掲載を行いたい

6. 新商品開発・新分野展開支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
新たな商品の提供、社会情勢の変化に対応するために必要な設備・環境等の整備に係る費用	研究開発費、販売促進費	20万円

- (例)・新メニューを開発するため、企画を外注したい
・新商品を開発するため、機械を購入したい

7. 生産性・付加価値向上支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
より多くの利益や商品を生み出し差別化を図るために必要な設備・環境の整備に係る費用	機器導入費、システム購入費	20万円

- (例)・生産効率の向上のため、自動化設備（ロボット）を導入したい
・予約受付の工程を削減するため、デジタル予約システムを導入したい

8. 業務効率化支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
コスト削減や作業時間の短縮に必要な設備・環境に係る費用	機器導入費、システム購入費	20万円

- (例)・ペーパーレス化を目的に電子化ソフトを購入したい

9. 人材育成・確保支援事業

補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
従業員の技術・知識の取得、労働力の確保に係る費用	研修費、受講費、求人募集費、出展費	20万円

- (例)・従業員のスキルアップを目的とした研修に参加したい
・就職及び転職情報サイトへ掲載したい

10. 職場・労働・利用環境改善支援事業

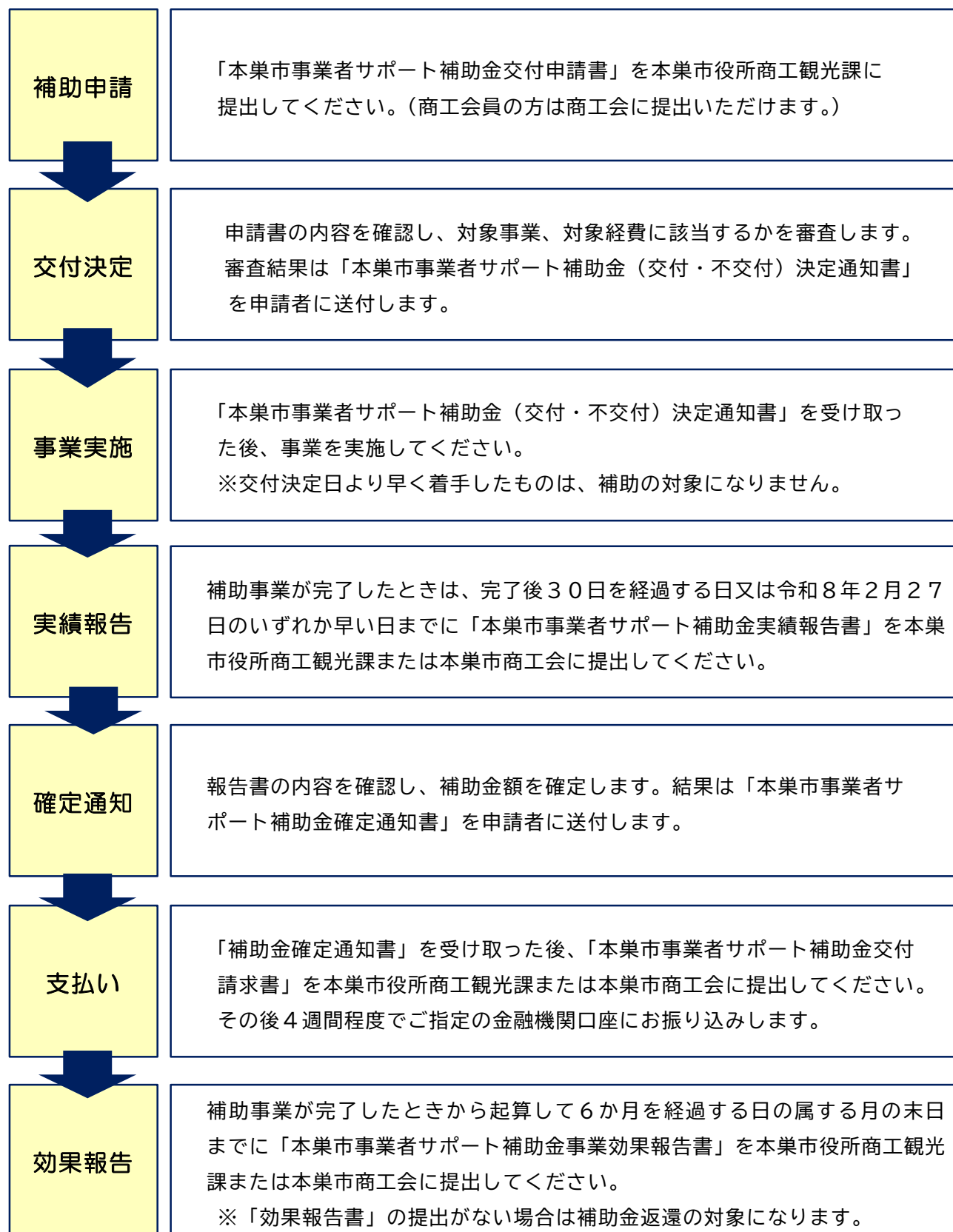
補助対象経費	補助経費内容	補助限度額
従業員満足度、顧客満足度向上に必要な設備・環境等整備に係る費用	設備費、工事費、機器導入費、システム購入費	20万円

- (例)・顧客のリピートを増やすため、トイレを差別化したい
・従業員が働きやすい職場を作るため、空調設備を導入したい

7 補助対象とならない経費等

- ① 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等を行ったもの
- ② 事業所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ③ 雑誌購読料、新聞代、団体等に係る会費
- ④ 茶菓、飲食、接待に係る費用
- ⑤ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理・車検費用
- ⑥ 役員報酬、人件費
- ⑦ 金融機関等への振込手数料、決済手数料、代引き手数料
- ⑧ 商品等購入時の送料
- ⑨ 公租公課
- ⑩ 各種保証、保険料
- ⑪ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ⑫ ホームページ保守料やECサイト継続料（更新料）等経常的に発生する費用
- ⑬ 対象事業での使用が明確に特定できないもの（パソコンやプリンタ等の電子機器）
- ⑭ 対象経費に付与されたポイントの現金換算分
- ⑮ 旅費
- ⑯ 消耗品の購入費（事務で使用する文房具等）
- ⑰ 必要な証拠書類等（成果物が確認できる書類（写真等））を用意できないもの
- ⑱ 法令等に抵触するおそれがあるもの
- ⑲ その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

8 補助金申請から補助金支払いまでの流れ



※各申請書類等は「9 申請書類」のとおりです。

※商工会員の方は、商工会窓口でご相談いただくことで手続きがスムーズになります。

9 申請書類

交付申請書類	【全メニュー共通】 ☐ 本巣市事業者サポート補助金交付申請書（様式第1号） ☐ 事業計画書（別紙1） ☐ 補助対象経費積算明細書（別紙2） ☐ 補助対象経費積算根拠が確認できる見積書等（任意様式） ☐ 市内に事業所を有する法人又は市内に在住する個人だと分かるもの 法人：履歴事項全部証明書（発行日より3ヵ月以内）等 個人：直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し等 ☐ 本巣市事業者サポート補助金に係る誓約・同意書（様式第2号） ☐ チェックシート 【全メニュー共通の書類に加えて必要な書類】 ・ 起業支援事業で申請する場合 ☐ 開業届 ・ 防災機能整備支援事業で申請する場合 ☐ 事業継続力強化計画（BCP） ・ 省エネルギー設備導入支援事業で申請する場合 ☐ 省エネルギー診断、脱炭素診断の診断結果が分かる書類
実績報告書類	【全メニュー共通】 ☐ 本巣市事業者サポート補助金実績報告書（様式第7号） ☐ 事業実績報告書（別紙1） ☐ 補助対象経費精算明細書（別紙2） ☐ 成果物が確認できる書類（写真等） ☐ 領収書 ☐ 納品日が分かる書類（納品書・完了報告書等） ☐ 請求書（明細が分かるもの） ☐ チェックシート ☐ 発注日、契約日等が分かる書類（発注書、契約書等） 【全メニュー共通の書類に加えて必要な書類】 ・ 起業支援事業で申請する場合 ☐ 開業届（申請時に提出している場合は不要）
交付請求書	☐ 本巣市事業者サポート補助金交付請求書（様式第9号）
事業効果報告書	☐ 本巣市事業者サポート補助金事業効果報告書（様式第10号） ☐ 補助事業完了前後（6ヶ月前後）の実績がわかる資料

※各申請書類等の様式は、本巣市のホームページからダウンロードしてください

10 その他注意事項

○補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は「本巣市事業者サポート補助金変更交付申請書（様式第5号）を提出してください。

※補助事業に要する経費、補助金決定額いずれかの減少が20%未満の場合は提出する必要がありません。

○経理簿等の証拠書類は事業終了後5年間保存すること。

○領収書の名義は申請者であること。

※支払いはず申請者（法人の場合は代表者）が行い、領収書の名義は申請者か屋号、商号、会社名で発行してください。

※領収書がない場合は振り込みや送金を確認できる資料を提出してください。

○補助対象経費は事業に直接要した経費のみとします。消費税は対象外で、補助額は千円未満切り捨てです。

○同一内容の事業について他の補助金との併用はできません。

○1事業者ができる補助申請は原則、単年度1回のみです。

○原則、成果品等には、「この事業は本巣市事業者サポート補助金の補助を受けています」と記載してください。

11 問い合わせ先

【本巣市役所】

住 所：〒501-0491 本巣市早野 255 番地

担 当：産業経済部商工観光課

電 話：058-323-7756

E-mail：shoukougankou@city.motosu.lg.jp

【本巣市商工会】

住 所：〒501-0406 本巣市三橋 1101 番地 6

担 当：本巣市商工会

電 話：058-323-1010